

## 「揭示文兼入札説明書」（電子入札対象案件）

独立行政法人都市再生機構本社の令和7年度防災公園等による災害に強いまちづくり手法検討業務に係る揭示に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この揭示文兼入札説明書によるものとする。

なお、本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

また、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて、技術評価を行う試行業務とする。

### 1 揭示日

令和7年6月13日

### 2 発注者

独立行政法人都市再生機構本社 総務部長 丹 圭一  
神奈川県横浜市中区本町6-50-1

### 3 業務概要

(1) 業務名 令和7年度防災公園等による災害に強いまちづくり手法検討業務

(2) 業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

- (1) 防公事業のレビュー及び対外説明資料の作成
- (2) 防公事業の制度・運用の課題や改善の方向性の整理
- (3) 防公事業に係るアンケート等の実施
- (4) 防公事業の制度・運用の改善方針の検討及び資料作成

(3) 業務の詳細な説明

本業務の業務内容は、別添「令和7年度防災公園等による災害に強いまちづくり手法検討業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び「令和7年度防災公園等による災害に強いまちづくり手法検討業務特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）のとおりに。

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月6日（金）まで

(5) 本業務においては、申請書の提出（ただし、資料は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる（提出場所に注意すること。）。

紙入札承諾の基準及び提出様式は、当機構ホームページ「入札・契約情報」  
<https://www.ur-net.go.jp/order/>の電子入札ページに掲載の「電子入札運用基準」を参照すること。

＜紙入札方式参加承諾願の提出期間及び場所＞

提出期間：8(1)①の競争参加資格確認申請書提出期間に同じ。

提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部総務部調達管理課

電話03-5323-2574

提出部数：2部（1部押印し返却します。）

(6) 履行場所 原則として受注者の事務所

4 競争参加資格

下記の要件を満たす単体企業であること。

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構東日本地区における令和7・8年度測量、土質調査、建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。
- (5) 平成27年度以降に受注し完了した、同種又は類似の業務の実績を有すること。  
同種業務とは、防災まちづくり及び防災公園に関する調査研究又は検討（設計のみは含まない）に係る業務。  
類似業務とは、防災公園に関する調査研究又は検討（設計のみは含まない）に係る業務。
- (6) 以下の①～③に示す条件を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。
  - ① 下記のいずれかの資格等を有する者。
    - 1) 技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格を有し、技術士法による登録を行っているもの。
    - 2) R L A（登録ランドスケープアーキテクト）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けているもの。
    - 3) R C C M（造園部門、都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けているもの
  - ② 平成27年度以降に完了した、上記(5)に示すいずれかの業務において、1件以上に従事した実績を有していること。
  - ③ 配置予定管理技術者は、申請書及び資料の提出期限日時点において恒常的な雇用関係があるものであること。なお、前述の雇用関係がないことが判明した場合は、「虚偽の記載」として取り扱う。

5 入札手続等

- (1) 揭示文兼入札説明書の交付期間及び方法  
交付期間：令和7年6月13日（金）から令和7年7月31日（木）まで  
交付方法：当機構ホームページからダウンロードとする。
- (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法  
提出期間：令和7年6月13日（金）から令和7年6月27日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）  
提出場所：〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー

独立行政法人都市再生機構本社都市再生部事業管理課（5階受付にお越しください）

電話：045-650-0751

提出方法：申請書は、「様式－1」をPDF形式又は画像ファイル（JPEG又はGIF形式）にして添付し、電子入札システムにて送信すること（添付するのは「様式－1」のみでよい。）。あわせて、様式－1（原本）を含むすべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、持参すること（郵送又は電送によるものは受け付けない。）。

(3) 入札の日時、場所及び方法

日時：令和7年7月31日（木）午前10時から正午まで

場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部総務部調達管理課

電話03-5323-2574

※入札書の提出場所にご注意ください。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事由により発注者の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 開札の日時及び場所

日時：令和7年8月1日（火）午前10時30分

場所：上記5(3)に同じ。

6 総合評価に係る事項

(1) 総合評価の方法

1) 技術提案書の内容に応じて下記①、②、③、④、⑤の評価項目毎の評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の最高点数は60点とする。

① 企業の経験及び能力

② 予定管理技術者の経験及び能力

③ 実施方針

④ 評価テーマに関する技術提案

⑤ 技術提案の履行確実性

技術評価点＝（技術評価の最高点数＝60）×（技術点／技術点の満点）

技術点＝（（①に係る評価点）＋（②に係る評価点））＋（技術提案評価点）×（⑤の評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（③に係る評価点）＋（④に係る評価点）

入札参加者全員の入札価格が、調査基準価格（予定価格に10分の7を乗じて得た額）以上の場合は、上記「技術点」の算出式中「履行確実性度」を1（100%）とする。

2) 価格評価点の評価方法は、以下のとおりとする。

なお、価格点は30点とする。

価格評価点＝価格点×（1－入札価格／予定価格）

3) 総合評価は、入札者の申し込みに係る上記①、②、③、④、⑤により得られた技術評価点と入札者の入札価格から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業の経験及び能力」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」、「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

(3) 技術点を算出するための基準

申請書及び資料の内容について、以下の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

| 評価項目                                     | 評価の着目点                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 技術点                               |  |  |                                      |          |     |            |            |            |     |      |                                          |          |     |                            |                                             |         |     |                               |                              |  |     |                    |  |     |
|------------------------------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--|--|--------------------------------------|----------|-----|------------|------------|------------|-----|------|------------------------------------------|----------|-----|----------------------------|---------------------------------------------|---------|-----|-------------------------------|------------------------------|--|-----|--------------------|--|-----|
|                                          |                                             | 判断基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                   |  |  |                                      |          |     |            |            |            |     |      |                                          |          |     |                            |                                             |         |     |                               |                              |  |     |                    |  |     |
| 企業の経験及び能力                                | 業務実績                                        | <p>(様式－２)</p> <p>平成 27 年度以降に受注し完了した同種又は類似業務の実績を以下の順位で評価する。なお、記載する業務は 2 件までとする。</p> <p>① 同種業務(*1)の実績が 2 件ある者</p> <p>② 同種業務(*1)の実績が 1 件ある者</p> <p>③ 類似業務(*2)の実績が 1 件以上ある者</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>① 10</p> <p>② 5</p> <p>③ 0</p> |  |  |                                      |          |     |            |            |            |     |      |                                          |          |     |                            |                                             |         |     |                               |                              |  |     |                    |  |     |
|                                          | 企業独自の取組                                     | <p>(様式－３－１) 及び (様式－３－２)</p> <p>ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価するものとし、認定等の区分に応じて以下のとおり評価する。</p> <p>※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。</p> <table><tr><th colspan="3">認定等の区分</th></tr><tr><td rowspan="5">女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業)等 ※3</td><td>プラチナえるぼし</td><td rowspan="3">① 2</td></tr><tr><td>えるぼし 3 段階目</td></tr><tr><td>えるぼし 2 段階目</td></tr><tr><td>えるぼし 1 段階目</td><td rowspan="2">② 1</td></tr><tr><td>行動計画</td></tr><tr><td rowspan="5">次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業) ※4</td><td>プラチナくるみん</td><td rowspan="3">① 2</td></tr><tr><td>くるみん (令和 4 年 4 月 1 日以降の基準)</td></tr><tr><td>くるみん (平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準)</td></tr><tr><td>トライくるみん</td><td rowspan="2">② 1</td></tr><tr><td>くるみん (平成 29 年 3 月 3 1 日までの基準)</td></tr><tr><td colspan="2">若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ※5</td><td>① 2</td></tr><tr><td colspan="2">上記認定のいずれの認定も受けていない</td><td>③ 0</td></tr></table> | 認定等の区分                            |  |  | 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業)等 ※3 | プラチナえるぼし | ① 2 | えるぼし 3 段階目 | えるぼし 2 段階目 | えるぼし 1 段階目 | ② 1 | 行動計画 | 次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業) ※4 | プラチナくるみん | ① 2 | くるみん (令和 4 年 4 月 1 日以降の基準) | くるみん (平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準) | トライくるみん | ② 1 | くるみん (平成 29 年 3 月 3 1 日までの基準) | 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ※5 |  | ① 2 | 上記認定のいずれの認定も受けていない |  | ③ 0 |
| 認定等の区分                                   |                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                   |  |  |                                      |          |     |            |            |            |     |      |                                          |          |     |                            |                                             |         |     |                               |                              |  |     |                    |  |     |
| 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業)等 ※3     | プラチナえるぼし                                    | ① 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                   |  |  |                                      |          |     |            |            |            |     |      |                                          |          |     |                            |                                             |         |     |                               |                              |  |     |                    |  |     |
|                                          | えるぼし 3 段階目                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                   |  |  |                                      |          |     |            |            |            |     |      |                                          |          |     |                            |                                             |         |     |                               |                              |  |     |                    |  |     |
|                                          | えるぼし 2 段階目                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                   |  |  |                                      |          |     |            |            |            |     |      |                                          |          |     |                            |                                             |         |     |                               |                              |  |     |                    |  |     |
|                                          | えるぼし 1 段階目                                  | ② 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                   |  |  |                                      |          |     |            |            |            |     |      |                                          |          |     |                            |                                             |         |     |                               |                              |  |     |                    |  |     |
|                                          | 行動計画                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                   |  |  |                                      |          |     |            |            |            |     |      |                                          |          |     |                            |                                             |         |     |                               |                              |  |     |                    |  |     |
| 次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業) ※4 | プラチナくるみん                                    | ① 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                   |  |  |                                      |          |     |            |            |            |     |      |                                          |          |     |                            |                                             |         |     |                               |                              |  |     |                    |  |     |
|                                          | くるみん (令和 4 年 4 月 1 日以降の基準)                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                   |  |  |                                      |          |     |            |            |            |     |      |                                          |          |     |                            |                                             |         |     |                               |                              |  |     |                    |  |     |
|                                          | くるみん (平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                   |  |  |                                      |          |     |            |            |            |     |      |                                          |          |     |                            |                                             |         |     |                               |                              |  |     |                    |  |     |
|                                          | トライくるみん                                     | ② 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                   |  |  |                                      |          |     |            |            |            |     |      |                                          |          |     |                            |                                             |         |     |                               |                              |  |     |                    |  |     |
|                                          | くるみん (平成 29 年 3 月 3 1 日までの基準)               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                   |  |  |                                      |          |     |            |            |            |     |      |                                          |          |     |                            |                                             |         |     |                               |                              |  |     |                    |  |     |
| 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ※5             |                                             | ① 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                   |  |  |                                      |          |     |            |            |            |     |      |                                          |          |     |                            |                                             |         |     |                               |                              |  |     |                    |  |     |
| 上記認定のいずれの認定も受けていない                       |                                             | ③ 0                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                   |  |  |                                      |          |     |            |            |            |     |      |                                          |          |     |                            |                                             |         |     |                               |                              |  |     |                    |  |     |

|                                                                    |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                  |                                  |
|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 予<br>定<br>管<br>理<br>技<br>術<br>者<br>の<br>経<br>験<br>及<br>び<br>能<br>力 | 業<br>務<br>実<br>績                                                             | <p>(様式－４) および (様式－５)</p> <p>平成 27 年度以降に完了した同種又は類似業務の実績を以下の順位で評価する (いずれも、管理技術者又は担当技術者として従事した実績に限る。)。なお、記載する業務は 2 件までとする。</p> <p>① 同種業務(*1)に従事した実績が 2 件ある者</p> <p>② 同種業務(*1)に従事した実績が 1 件ある者</p> <p>③ 類似業務(*2)に従事した実績が 1 件以上ある者</p> | <p>① 8</p> <p>② 4</p> <p>③ 0</p> |
| 実<br>施<br>方<br>針                                                   | 度 業<br>務 理<br>解                                                              | <p>(様式－６－１)</p> <p>業務の目的、重要性、内容の理解度が高く、配慮事項等が的確に反映されている場合に優位に評価する。</p>                                                                                                                                                           | 0～10                             |
|                                                                    | 実<br>施 体<br>制                                                                | <p>(様式－６－２)</p> <p>配置技術者の経験、資格、人数の確保等、業務を遂行する上での体制等が確保される場合には優位に評価する。</p>                                                                                                                                                        | 0～10                             |
| 評<br>価<br>テ<br>ー<br>マ<br>に<br>関<br>す<br>る<br>技<br>術<br>提<br>案      | 本<br>業<br>務<br>に<br>お<br>け<br>る<br>専<br>門<br>技<br>術<br>力<br>に<br>つ<br>い<br>て | <p>(様式－７)</p> <p>評価テーマ：</p> <p>「社会情勢の変化を踏まえ、UR防災公園街区整備事業の推進に向けた検討を行う上での着眼点」</p> <p>上記テーマについて、的確性（与条件との整合性がとれているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）及び実現手法を考慮して総合的に評価する。</p>                                               | 0～20                             |

- \*1 同種業務：防災まちづくり及び防災公園に関する調査研究又は検討（設計のみは含まない）に係る業務
- \*2 類似業務：防災公園に関する調査研究又は検討（設計のみは含まない）に係る業務
- \*3 女性活躍推進法第 9 条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第12条又は同法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）をいう。
- \*4 次世代法第13条又は第15条の 2 に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- \*5 若者雇用促進法第15 条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

(4) 技術提案の履行確実性

別紙中 3 のとおり、技術提案の履行確実性を評価する。

(5) 評価内容の担保

落札者は、技術提案書の内容を契約書及び業務計画書に明記し、その内容を適切に履行すること。

また、技術提案の内容（実施方針や業務実施体制、評価テーマ）を履行できない状

況が発生した場合は、発注者と協議すること。なお、協議の上、落札者の責により実施方針等が履行されない場合は、業務成績評定減点とする場合がある。

さらに、調査基準価格に満たない者が本業務を受注した場合には、業務完了後に履行確実性の審査のために提出した追加資料を実施額に修正した資料の再提出を求め、以下の内容について履行確実性評価の達成状況等を確認し、その結果を業務成績評定において十分反映させるものとする。

1) 別紙中 3 (2) の審査項目①～③において、審査時に比較して正当な理由がなく必要額を下回っていないか。

2) 別紙中 3 (2) の審査項目④において、審査時に比較して正当な理由がなく再委託額が下回っていないか。

3) その他、「打合せ」への正当な理由がなく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じていないか。

4) 業務成果品のミス、不備等

(6) 履行確実性に関するヒアリング

入札者に、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者がいた場合、以下のとおりヒアリングを行う。

1) どのように技術提案の確実な履行確保を図るかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかにヒアリングを実施する。

2) ヒアリングの時刻、詳細な場所、留意事項等は別途指示する。

3) 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、技術提案書のほかに、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める。追加資料を提出すべき旨の連絡は、下記11の開札の後、別途行う。提出を求めることとなる資料は、別紙中 2 のとおり。

4) ヒアリングの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で 3 名以内とする。

(7) 本業務に関する積算基準

別添積算基準による。

## 7 担当部署

(1) 申請書及び資料について

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1 横浜アイランドタワー 7 階  
独立行政法人都市再生機構本社都市再生部事業管理課  
電話：045-650-0751

(2) 令和 7・8 年度の競争参加資格について

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1 横浜アイランドタワー 11 階  
独立行政法人都市再生機構本社総務部会計課  
電話 045-650-0189

## 8 競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認

を受けなければならない。

4 (2) の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4 (1) 及び(3) から(6) までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて4 (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて4 (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

この場合、4 (2) の認定を受けていない者は、下記「一般競争参加資格の申請」のとおりに事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。

(一般競争参加資格の申請)

- ① 提出期間：令和7年6月13日（金）から令和7年6月23日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで
- ② 問い合わせ先：7(2)に同じ。

なお、提出期間内に及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(競争参加資格の申請)

- ① 提出期間：令和7年6月13日（金）から令和7年6月27日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）
- ② 提出場所：7(1)に同じ。
- ③ 提出方法：申請書は、「様式－1」をPDF形式又は画像ファイル（JPEG又はGIF形式）にして添付し、電子入札システムにて送信すること（添付するのは「様式－1」のみでよい。）。あわせて、様式－1（原本）を含むすべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、持参すること（郵送又は電送によるものは受け付けない。）。

＜承諾を得て紙入札とする場合＞

すべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。あわせて、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（460円）分の切手を貼付した長3封筒を提出すること。

- (2) 申請書は、様式－1により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、下記①及び③の業務の実績については、平成27年度以降に、業務が完了し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

- ① 企業の業務実績

平成27年度以降に受注し完了した、上記4 (5) の業務の実績について様式－2に記載すること。

- ② ワーク・ライフ・バランス

女性活躍推進法第24条に基づく「女性の活躍推進に向けた公共調達および補助金の活用に関する取組指針」に基づいて、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価するものとして、次に掲げるいずれかの認定状況を様式－3－1及び様式－3－2に記載すること

- ② 予定管理技術者の経験及び能力

予定管理技術者の資格、平成27年度以降の上記4 (5) の業務の実績及び経験に

について、様式－４及び様式－５に記載すること

④ 実施方針

業務の理解度及び実施体制について、様式－６－１に記載すること。また、実施体制に係る技術者の資格、経験等について様式－６－２に記載すること。

なお、本業務を行うために必要となる履行体制及び人員が確保されておらず、業務の履行が十分になされない恐れがある場合は欠格とすることがある。

⑤ 評価テーマに関する技術提案

評価テーマに関する技術提案について、様式－７に記載すること。記載にあたっては、Ａ４判１枚とする。

なお、評価テーマに関する技術提案の提出が無い場合及び内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合、業務の目的及び無いように反する記述や事実誤認等があり、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合並びに、実施方針及び評価テーマに関する技術提案の整合性が図られていない場合は欠格とすることがある。

⑥ 契約書の写し

①及び②の同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。なお、下請、出向又は派遣による業務の実績については、当該業務が上記４（５）の同種又は類似の業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

⑦ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより申請書及び資料等を提出する場合は、ファイル形式はWord2019形式以下のもの、Excel2019形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和７年７月15日（火）までに通知する。

(5) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された申請書及び資料は、返却しない。

③ 契約担当役は、提出された申請書及び資料を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

④ 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、認めない。

9 苦情申立て

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる（様式は自由）。

① 提出期限：令和７年７月23日（水）午後４時

② 提出場所：7(2)に同じ。

③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事由に

より発注者の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、令和7年7月30日（水）までに説明を求めた者に対し電子入札システム（書面による説明要求の場合は、書面）により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

- (3) 契約担当役は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

- (4) 契約担当役は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した内容及び回答を行った内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する。

（書面による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。）

#### 10 掲示文兼入札説明書に対する質問

- (1) この掲示文兼入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること（様式は自由）。

① 提出期限：令和7年7月18日（金）午後4時

② 提出場所：7(1)に同じ。

③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事由により発注者の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり電子入札システムにより閲覧に供する。ただし、発注者の承諾を得て紙入札をする場合は7(1)において閲覧に供する。

期間：令和7年7月28日（月）から令和7年7月30日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで

#### 11 入札の日時、場所及び提出方法

- (1) 日時：令和7年7月31日（木）午前10時から正午まで

- (2) 場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階  
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部総務部調達管理課  
電話03-5323-2574

※入札書の提出場所にご注意ください。

- (3) 提出方法

① 電子入札による場合

電子入札システムにより提出すること。なお、代表者から委任を受ける者の電子証明書（以下「ICカード」という。）を使用する場合は、事前に年間委任状（3(5)の「電子入札運用基準」に様式掲載）を提出すること。

② 承諾を得て紙入札とする場合

入札書は3(5)の都市機構ホームページの電子入札ページに掲載の様式を用いることとし、電子くじ番号として任意の3桁の数字を必ず記入すること。

内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

なお、代理人による入札の場合は委任状を併せて提出すること（入札書の封筒と

は別にすること。)

## 12 開札の日時及び場所

### (1) 開札の日時及び場所

日時：令和7年8月1日（木）午前10時30分

場所：上記11(2)に同じ。

### (2) その他：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、当機構から競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

## 13 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

### (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

### (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

### (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## 14 入札方法等

### (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

### (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (3) 落札者がいないときは、ただちに再度の入札を行うものとする。

### (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

## 15 入札保証金及び契約保証金 免除

## 16 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う場合は、立ち会いは不要）。

紙による入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当機構からの連絡に対して再度入札に参加する意志の有無を直ちに明らかにすること。

## 17 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り

消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に  
おいて4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

18 落札者の決定方法

上記6(2)による。

19 手続における交渉の有無 無

20 契約書作成の可否等

業務請負契約書案により、契約書を作成するものとする。

「都市機構ホームページ『入札・契約情報』掲載の様式等を参照

(<https://www.ur-net.go.jp/order/nyusatuyosiki.html>)

21 支払条件

前金払30%以内、部分払3回及び完了払とする。

22 火災保険付保の可否 否

23 関連情報を入手するための照会窓口

7に同じ。

24 業務の詳細な説明

別添共通仕様書及び特記仕様書による

25 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

26 その他

(1) 入札参加者は、入札心得（電子入札用の入札心得を含む。）及び契約書案並びに電子  
入札運用基準を熟読し、入札心得及び電子入札運用基準を遵守すること。

(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とする  
とともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、申請書及び資料に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。

(4) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、  
8時30分から20時00分まで稼働している。

システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開す  
る。

(5) システム操作マニュアルは、UR都市機構 入札・契約情報 電子入札のホームペ  
ージに公開している。

(6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札総合ヘルプデスク TEL0570-021-777

電子入札ホームページ <https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/>

- ・ I C カードの不具合等発生時の問い合わせ先

I C カード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること。

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。

独立行政法人都市再生機構本社総務部会計課

電話045-650-0189

- (7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・ 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・ 競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・ 辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・ 入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・ 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 見積依頼通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 見積書受信確認通知（不落随契に移行した場合のみ。電子入札システムから自動通知）
- ・ 見積締切通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

- (8) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。

- (9) 受注者は、個人情報等の取り扱いに関する「個人情報等の保護に関する特約条項」（別添様式）及び外部電磁的記録媒体の利用が含まれる契約の取り扱いに関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」（別添様式）を契約書と併せて、同日付けで締結するものとする。

- (10) 独立行政法人が行う契約に係わる情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況

について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札 若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了解願います。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

2) 公表する情報 上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

(様式－１)

(用紙Ａ４)

本競争に必要な「(業種)」の登録状況（申請日時点）：以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

☐申請中⇒☐新規又は更新

☐業種又は地区追加（該当する場合、登録番号を記載）

☐済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

|      |  |  |  |  |  |  |  |
|------|--|--|--|--|--|--|--|
| 登録番号 |  |  |  |  |  |  |  |
|------|--|--|--|--|--|--|--|

## 競争参加資格確認申請書

年 月 日

独立行政法人都市再生機構本社

総務部長 丹 圭一殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

※１ 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※２ 連絡先（電話番号）１：

連絡先（電話番号）２：

令和７年６月１３日付で掲示のありました令和７年度防災公園等による災害に強いまちづくり手法検討業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成１６年独立行政法人都市再生機構達第９５号）第３３１条及び第３３２条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

１ 掲示文兼入札説明書８（３）①から⑥に定める書面

注） なお、発注者の承諾を得て紙入札とする場合、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（４６０円）の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

※１ 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※２ 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可

(様式－２)

・企業の平成 27 年度以降に受注し完了した業務実績

会社名) ○○○○

|                    |  |
|--------------------|--|
| 業務分類               |  |
| 業務名                |  |
| TECRIS 登録番号        |  |
| 契約金額               |  |
| 履行期間               |  |
| 発注機関名<br>住所<br>TEL |  |
| 業務の概要              |  |
| 技術的特徴              |  |

注 1：業務分類には、揭示文兼入札説明書 4 (5) に記述のある同種又は類似の業務の実績のいずれかを記載する。

注 2：記入に際しては 1 件あたり本様式 1 枚とし、記載した業務に係る契約書の写し等を添付すること。なお、下請による業務の実績については、当該業務が同種又は類似の業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

(様式－３－１)

## ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※１～３の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、様式－３－２の様式を使用すること。

### １ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし３段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし２段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし１段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

### ２ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（令和４年４月１日以降の基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年４月１日～令和４年３月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年３月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

### ３ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○ 「ユースエール認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

(様式－ 3 － 2)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況  
(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に  
規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類(内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認  
通知書の写し)を添付すること。

**1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等**

- プラチナえるぼしの認定に相当している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」  
の基準を満たしている。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」  
の基準を満たしている。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」  
の基準を満たしている。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している状態  
に相当しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。  
【 該当 ・ 該当しない 】

**2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定**

- 「プラチナくるみん認定」に相当している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」(令和4年4月1日以降の基準)に相当している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)に相当してい  
る。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」に相当している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」(平成29年3月31日までの基準)に相当している。  
【 該当 ・ 該当しない 】

**3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定**

- 「ユースエール認定」に相当している。  
【 該当 ・ 該当しない 】

(様式－４)

・配置予定管理技術者の経歴等

|                          |     |                               |      |
|--------------------------|-----|-------------------------------|------|
| ①氏名                      |     |                               |      |
| ②所属・役職                   |     | (入社年月日：      年      月      日) |      |
| ③保有資格                    |     |                               |      |
| ④業務経歴（平成 27 年度以降、最大 2 件） |     |                               |      |
| 業務分類                     | 業務名 | 発注機関                          | 履行期間 |
|                          |     |                               |      |
| 事業者としての実務経験<br>（従事機関名）   |     | 役職                            | 従事期間 |
|                          |     |                               |      |
| 業務分類                     | 業務名 | 発注機関                          | 履行期間 |
|                          |     |                               |      |
| 事業者としての実務経験<br>（従事機関名）   |     | 役職                            | 従事期間 |
|                          |     |                               |      |

注 1：業務分類には、掲示文兼入札説明書 4 (5) に記述のある同種又は類似の業務のいずれかを記載する。

(様式－５)

・配置予定管理技術者の平成 27 年度以降における業務実績

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 業務分類               |              |
| 業務名                |              |
| TECRIS 登録番号        |              |
| 契約金額               |              |
| 履行期間               |              |
| 発注機関名<br>住所<br>TEL |              |
| 業務の概要              | (〇〇技術者として従事) |
| 業務の技術的特徴           |              |
| 当該技術者の業務<br>担当の内容  |              |

注 1：業務分類には、掲示文兼入札説明書 4 (5) に記述のある同種又は類似の業務のいずれかを記載する。

注 2：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注 3：〇〇技術者とは、「管理」「担当」のいずれかを記載すること。

注 4：記入に際しては 1 件あたり本様式 1 枚とし、記載した業務等に係る契約書（仕様書を含む。）の写し等を添付すること。なお、下請、出向又は派遣による業務の実績については、当該業務が同種又は類似の業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

実施方針

業務の実施方針（業務理解度）

実施体制図

注 1：実施体制図には、予定管理技術者、予定業務責任者及び予定担当技術者の想定される業務経験等（例：調査・検討業務に係る業務経験、業務実施に資する取得資格等）を加味し作成すること。文字サイズは 10 ポイント以上とする。

注 2：記載にあたっては、A 4 判 1 枚に記載すること。なお、2 枚以上で提出した場合は評価しない（加点しない）ものとする。

(様式－６－２)

・ 予定担当技術者の資格、業務経験等

| N o | 保有資格 | 業務経験等 |
|-----|------|-------|
|     |      |       |
|     |      |       |
|     |      |       |
|     |      |       |
|     |      |       |

注1：様式－６－１に記載する実施体制図の補足資料として、作成すること。

・評価テーマに関する技術提案

評価テーマ：

「社会情勢の変化を踏まえ、UR 防災公園街区整備事業の推進に向けた検討を行う上での着眼点」

注 1：評価テーマに対する提案として、簡潔具体的に記載すること。文字サイズは 10 ポイント以上とする。

注 2：記載にあたっては、A 4 判 1 枚に記載すること。なお、2 枚以上で提出した場合は評価しない（加点しない）ものとする。

## 履行確実性の審査・評価のための追加書類等について

### 1. 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額とする。

### 2. 履行確実性の審査のための追加資料（調査基準価格未満の場合）

入札参加者の申し込みに係る価格が調査基準価格に満たなかったときは、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

＜追加資料＞

- イ 当該価格により入札した理由（様式 1）
  - ロ 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書（様式 2）
  - ハ 一般管理費等内訳書（様式 2－1）
  - ニ 当該契約の履行体制（様式 3）
  - ホ 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況（様式 4）
  - ヘ 手持ち業務の人工（様式 4－1）
  - ト 配置予定技術者名簿（様式 5）
  - チ 直接人件費内訳書（様式 5－1）
  - リ 手持ち機械等の状況（機械等を使用する業務に限る）（様式 6）
  - ヌ 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称（様式 7）
  - ル 再委託先からの見積書（再委託先からの押印があるもの）
  - ヲ 過去 3 カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書
  - ワ 過去 2 カ年分の賃金台帳の写し（前年 1 月～12 月、今年 1 月～直近月）
  - カ 過去 3 カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し
- なお、配置予定技術者名簿には、配置予定技術者（管理技術者、担当技術者、照査技術者）及び再委託先技術者を記載するものとする。

### 3. 技術提案の履行確実性の審査・評価方法の概要

- （１）技術提案の履行確実性の審査は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、ヒアリング及び追加資料等をもとに行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点（以下「技術提案評価点」という。）をその履行確実性に応じて付与する。

なお、ヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、（２）の履行確実性の評価を E とし、履行確実性を 0 として評価するものとする。

- （２）履行確実性の具体的な審査・評価方法は、①業務内容に対応した費用が計上されているか、②配置予定技術者（照査予定技術者を除く。以下同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか、③品質管理体制が確保されているか、④再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、①から④までの各項目毎に審査した上で、５段階（A～E）で総合的に評価する。

(3) 審査の目安は、次のとおりとする。

①業務の内容に対応した費用が計上されているか。

| 審査内容                                                  | 様式                                     | 審査の目安                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 直接人件費、直接経費、<br>その他原価、一般管理費<br>等が必要額を確保してい<br>るかを審査する。 | 様式 1<br>様式 2<br>様式 2-1<br>様式 5<br>様式 6 | ○業務内容に応じて、全て必要額※以上を確保している又は必要額を下回った費用についてはその理由が明確である。<br>×必要額を下回った費用に関する理由が明確でない。<br>×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。(ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備として「×」とする。) |

※必要額は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに①～④のそれぞれの項目に記載された額とする。

| 業種区分                 | ①       | ②                       | ③                             | ④                         |
|----------------------|---------|-------------------------|-------------------------------|---------------------------|
| 測量業務                 | 直接測量費の額 | 測量調査比の額                 | 諸経費の額に 10 分の 4 を乗じて得た額        | —                         |
| 建築関係の<br>建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 特別経費の額                  | 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額     | 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額    |
| 土木関係の<br>建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額                  | その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額      | 一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額 |
| 一般調査                 | 直接調査費の額 | 間接経費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 | 諸経費の額に 10 分の 4 を乗じて得た額        |                           |
| 地質調査業務               | 直接調査費の額 | 間接経費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額 | 諸経費の額に 10 分の 4 を乗じて得た額    |
| 補償関係建設コンサルタント業務      | 直接人件費の額 | 直接経費の額                  | その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額      | 一般管理費等の額に 10 分の 3 を乗じて得た額 |

②配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

| 審査内容                         | 様式                                                                                               | 審査の目安                                                                                                                                                                         |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。 | 様式 3<br>様式 5<br>様式 5-1<br>過去 3 カ月分の給与明細書、過去 2 カ年分の賃金台帳の写し、過去 3 カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し | ○業務内容に応じて、各々の技術者に支払われる報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っていても理由が明確である。<br>×明確でない。<br>×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。(ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備として「×」とする。) |

|                                                    |                        |                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配置予定技術者の人工が適正であるか。                                 | 様式 4<br>様式 4－1<br>様式 7 | ○業務内容に応じて、人工が必要人工（標準案）を確保している又は人工が必要人工（標準案）を下回っているがその理由が明確である。<br>×人工が必要人工（標準案）を下回っており、その理由が明確でない。<br>×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。（ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備として「×」とする。） |
| 上記の 2 つの内容がいずれも「○」の場合は、項目②の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。 |                        |                                                                                                                                                                                                 |

### ③品質管理体制が確保されているか。

| 審査内容                                               | 様式                                                                                               | 審査の目安                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。                       | 様式 3<br>様式 5<br>様式 5－1<br>過去 3 カ月分の給与明細書、過去 2 カ年分の賃金台帳の写し、過去 3 カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し | ○業務内容に応じて、各々の技術者に支払われる報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っていても理由が明確である。<br>×明確でない。<br>×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。（ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備として「×」とする。）                   |
| 照査予定技術者の人工が適正であるか。                                 | 様式 4<br>様式 4－1<br>様式 7                                                                           | ○業務内容に応じて、人工が必要人工（標準案）を確保している又は人工が必要人工（標準案）を下回っているがその理由が明確である。<br>×人工が必要人工（標準案）を下回っており、その理由が明確でない。<br>×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。（ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備として「×」とする。） |
| 上記の 2 つの内容がいずれも「○」の場合は、項目②の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。 |                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                 |

※第三者照査を行う場合には第三者側の見積書も含めて審査するとともに、①の費用審査にも反映させる。

※照査技術者の配置が義務付けられていない場合には、配置予定技術者が成果品の品質に対する全面的な責務を負うことになることから②の審査で代替する。

### ④再委託先への支払いは適切か。

| 審査内容                  | 様式                                | 審査の目安                                                                                                                              |
|-----------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 再委託業務内容を再委託先が確認しているか。 | 様式 2<br>様式 3<br>様式 5－1<br>再委託先見積書 | ○業務内容に応じて、再委託の内容、金額が明確である。<br>×明確でない。<br>×提出資料が不十分であり、ヒアリング等を通じても加筆、修正がなく、審査する情報が十分でない。（ただし、提出資料の内容に大幅な変更がある場合は、提出資料が不備として「×」とする。） |

※再委託するものがなく、全て自社にて実施する旨の説明があった場合には、更に業務内容に対応した費用の計上や配置予定技術者に対する適正な報酬の支払いについて厳格な審査が必要であることに鑑み、①及び②の審査結果を参考に、再委託業務がないという状況を踏まえた必要額等であるか否かについて審査する。

(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

- ①調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、(2)の履行確実性の評価をAとし、履行確実性を1.0として評価するものとする。
- ②調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(2)①から④までの審査項目を(3)の審査の目安に沿って評価した結果、「○」と審査した項目数に応じて、次の表の「○」と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性を付与するものとする。

| 「○」と審査した項目数 | 評価 | 履行確実性度 |
|-------------|----|--------|
| 4           | A  | 1      |
| 3           | B  | 0.75   |
| 2           | C  | 0.5    |
| 1           | D  | 0.25   |
| 0           | E  | 0      |

以 上

## 履行確実性の審査のための追加資料作成要領（各様式別）

### 各様式共通

- 1 各様式ごとに提出すべき添付資料のほか、入札者が必要と認める添付資料を提出することができる。（この場合、任意の添付資料である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
- 2 必要に応じ、各様式ごとに提出すべき添付資料以外にも、入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを評価するために説明資料の提出を求めることがある。

### 様式 1 当該価格により入札した理由

#### 記載要領

- 1 当該価格により入札した理由を、手持機械等の状況、過去において受注・履行した同種又は類似の業務、再委託会社の協力等の面から記載する。
- 2 なお、当該価格により入札した結果、当該業務の適切な実施及び成果物の品質の確保を行うことは当然である。

### 様式 2 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書

#### 記載要領

- 1 入札説明書の添付書類等に表示されている工種別数量内訳書の作業項目及び数量に対応する内訳書とする。また、工種別数量内訳書に記載されている区分別の費用内訳が分かる明細書（一次内訳書）とすること。さらに、「名称・規格」毎の明細書（二次内訳書）を提出すること。この際、「積算内訳の明細書」を算出した根拠となる、設計図書に記載されている区分別の費用及びその区分毎に職階別の歩掛、技術者単価など詳細な内訳がわかる明細書についても提出すること。なお、機構積算額欄には、何も記載しないこと。
- 2 内訳書には、再委託（契約書に基づく発注者の承諾を必要としない軽微な部分の再委託を含む。以下、作成要領において同じ）を予定している金額及び自社で実施する予定の金額との区分を明らかにすること。
- 3 計上する費用については、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならない。
- 4 追加資料提出者の申込みに係る金額が、契約対象業務の実施に要する費用の額を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等（建築関係の建設コンサルタント業務等にあつては、間接経費）に計上し、「付加利益」の内数として記載する。
- 5 業務の実施に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。  
【建築関係のコンサルタント業務にあつては、以下の事項についても記載すること】
- 6 間接経費を「一般管理費」、「付加利益」及び「その他経費」の3つに分類し、当該業務担当部署以外の経費であつて、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等については、「一般管理費」として、当該業務を実施する社を

継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証金その他の営業外費用等については「付加利益」として、一般管理費及び付加利益以外の経費については「その他経費」として計上すること。

#### 様式 2－1 一般管理費等内訳書

##### 記載要領

一般管理費等（建築関係の建設コンサルタント業務にあつては、間接経費）について内訳明細書を記載する。本様式には、少なくとも、業務を遂行する上で不可避と考えられる当該業務の担当部署以外の本支店経費（地代家賃、法定福利費、旅費交通費、水道光熱費など）に係る項目別の金額を明示すること。

#### 様式 3 当該契約の履行体制

##### 記載要領

- 1 体制図においては、契約対象業務のうち設計図書（建築関係の建設コンサルタント業務のうち建築設計業務にあつては設計仕様書、建築工事監理業務にあつては工事監理仕様書、補償関係コンサルタント業務にあつては仕様書等）において指定した軽微な部分を含め再委託を行う予定がある場合は、再委託の相手先ごとに、相手方名、再委託を行う業務の内容、再委託の予定金額及び再委託を行う理由を記載する。
- 2 「技術者の区分」の名称は、契約対象業務の業種区分に応じて適宜設定すること。
- 3 測量業務及び地質調査業務については、配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者として現場責任者を定め、備考欄に「現場責任者」と明記すること。
- 4 建築関係の建設コンサルタント業務にあつては、協力会社の技術者を配置する予定である場合は、備考欄に会社名を明記すること。

#### 様式 4 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況

##### 記載要領

配置を予定する技術者ごとに、契約金額 100 万円以上の手持ちの建設コンサルタント業務等すべてについて記載するものとする。（照査予定技術者及び再委託先の配置予定技術者を含む）

#### 様式 4－1 手持ち業務の人工

##### 記載要領

- 1 配置を予定しているすべての技術者ごとに記載する。（照査予定技術者及び再委託先の配置予定技術者を含む）
- 2 記載日時点において配置を予定している技術者のすべての手持ち業務について記載するものとし、記載にあたっては、業務工程表（当該業務においては技術提案書の工程計画）と整合を図ること。
- 3 業務項目については、工種別数量内訳書及び入札価格の内訳書、明細書（様式 2）の項目とあわせる。
- 4 記載する人工は、各月の上旬、中旬、下旬単位でまとめ、1 日 8 時間勤務を超過しないこと。

## 様式５ 配置予定技術者名簿

### 記載要領

- 1 配置を予定する技術者について記載するものとする。なお、競争参加資格として必要な資格については少なくとも記載すること。（照査予定技術者及び再委託先の配置予定技術者を含む）
- 2 「技術者の区分」の名称は、契約対象業務の業種区分に応じて適宜設定すること。
- 3 測量業務及び地質調査業務については、配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者として現場責任者を定め、備考欄に「現場責任者」と明記すること。

### 添付資料

- 1 本様式に記載した技術者が自社社員であり、契約対象業務の入札公告後に入社した者でないことを証明する健康保険証等の写しを添付する。（建築関係の建設コンサルタント業務についての協力会社の技術者を配置する予定である場合は、当該技術者が当該協力会社の社員であり、契約対象業務の入札公告後に入社した者でないことを証明する健康保険証等の写しを添付する。）
- 2 記載した資格を証明する書面の写しを添付する。

## 様式５－１ 直接人件費内訳書

### 記載要領

- 1 すべての配置を予定する技術者について記載する。（照査予定技術者及び再委託先の配置予定技術者を含む）
- 2 「調査対象業務作業時間」については、配置を予定する技術者が当該業務において実施予定の作業時間を記載する。
- 3 「年間総労働時間」については、前年（１月～１２月）の配置を予定する技術者が実際に勤務した時間を記載する。（前年の途中で入社した技術者については、入社日以降の勤務時間数を記載し、入社日を備考欄に記載する。）
- 4 「年収」については、前年（１月～１２月）の配置を予定する技術者に対して支給された給与・手当・賞与などの総額を記載する。（前年の途中で入社した技術者については、入社日以降の年収を記載する。）
- 5 「法定福利費」については、前年（１月～１２月）の配置を予定する技術者に関して発生した社会保険等の会社負担額を記載する。（前年の途中で入社した技術者については、入社日以降の法定福利費を記載する。）
- 6 「退職給付費用」については、前年（１月～１２月）の配置を予定する技術者に関して発生した退職給付費用を記載する。（前年の途中で入社した技術者については、入社日以降の退職給付費用を記載する。）

## 様式６ 手持ち機械等の状況

※本様式は、契約対象業務が測量業務又は一般調査業務である場合に作成すること。

＜機械を保有している場合＞

### 記載要領

- 1 本様式は、契約対象業務で使用する予定の手持機械について記載する。
- 2 再委託の相手方が保有する機械を使用することを予定する場合は、備考欄にその旨を記載す

ること。

#### <機械をリースする場合>

##### 記載要領

- 1 本様式は、契約対象業務で使用する予定の機械及び当該機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
- 2 再委託の相手方がリースを受けて機械を使用することを予定する場合は、備考欄にその旨記載すること。
- 3 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者又は再委託先の相手方と機械リース予定業者との関係を記載する。(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等また、取引年数を括弧書きで記載する。

#### 様式7 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称

##### 記載要領

過去5年間に当機構が発注した建設コンサルタント業務等を対象に、受注・履行した同種又は類似の業務(契約対象業務と同じ業種区分の測量業務、建設コンサルタント業務、一般調査業務、地質調査業務又は補償関係コンサルタント業務に係るものに限る。)すべて(入札日時点で履行中のものは除く。)について、新しい順に記載する。

なお、業務成績評定点についてもできる限り記載すること。

##### ○再委託先からの見積書の写し

再委託を予定する業務内容全て(軽微なものを含む)において、再委託先(予定を含む)からの見積書(再委託先の押印があるもの)を提出する。(金額、内訳が記載されているもの)

##### ○配置を予定する技術者の報酬が確認できる書面の写し

配置を予定する技術者の報酬が確認できる資料として、下記の書面の写しを提出する。

- ①過去3カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書
- ②過去2カ年分の賃金台帳(前年1月～12月、今年1月～直近月)
- ③過去3カ月分の法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面

## 履行確実性の審査・評価のための追加資料様式一覧

| 様式番号  | 名 称                       |
|-------|---------------------------|
| 様式1   | 当該価格により入札した理由             |
| 様式2   | 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書     |
| 様式2-1 | 一般管理費等の内訳書                |
| 様式3   | 当該契約の履行体制                 |
| 様式4   | 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況       |
| 様式4-1 | 手持ち業務の人工                  |
| 様式5   | 配置予定技術者名簿                 |
| 様式5-1 | 直接人件費内訳書                  |
| 様式6   | 手持ち機械等の状況                 |
| 様式7   | 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称 |

様式1

当該価格により入札した理由

|  |
|--|
|  |
|--|

様式2  
入札価格の内訳書  
(標準記載例)

| 業務名称   |                  |                |                  |                   |           |                   |
|--------|------------------|----------------|------------------|-------------------|-----------|-------------------|
| 項目     | 種別               | 業務実施金額 (A=B+C) |                  |                   | 機構積算額 (D) | 備考                |
|        |                  |                | うち自社実施<br>金額 (B) | うち再委託予定<br>金額 (C) |           |                   |
| 直接人件費  | 直接経費<br><br>間接経費 |                |                  |                   |           | 一次内訳書ー1           |
| 諸経費    |                  |                |                  |                   |           | 諸経費に係る内訳書         |
| 技術料等経費 |                  |                |                  |                   |           |                   |
| 特別経費   |                  |                |                  |                   |           |                   |
| 合計     |                  |                |                  |                   |           | 再委託予定金額の比率<br>○○% |

様式2  
入札価格の内訳書の明細書  
(標準記載例)  
(一次内訳書の様式)

| 一次内訳書－1 直接人件費用内訳書 |            |       |    |        |       |    |
|-------------------|------------|-------|----|--------|-------|----|
| 項目                | 名称・規格      | 単位    | 数量 | 業務実施金額 | 機構積算額 | 備考 |
| 直接人件費             | 工事監理業務(総合) | 人・時間数 |    |        |       |    |
|                   | 工事監理業務(構造) | 人・時間数 |    |        |       |    |
|                   | 工事監理業務(設備) | 人・時間数 |    |        |       |    |
|                   | 追加業務       | 人・時間数 |    |        |       |    |
| 小計                |            |       |    |        |       |    |

(諸経費に係る内訳書の様式)

| 諸経費の内訳 |      |       |        |    |
|--------|------|-------|--------|----|
| 項目     | 種別   | 細別    | 業務実施金額 | 備考 |
| 諸経費    | 直接経費 |       |        |    |
|        | 間接経費 | 一般管理費 |        |    |
|        |      | 付加利益  |        |    |
|        |      | その他経費 |        |    |
| 諸経費計   |      |       |        |    |

## 様式2-1

一般管理費等内訳書

[illegible]

様式3

当該契約の履行体制

### (1) 履行のための体制図

## (2) 業務に係る実施体制

[illegible]

様式4

手持ちの建設コンサルタント業務等の状況

( 技術者 ) ( 氏名 : )

[illegible]

日数を記入

[illegible]

様式5

## 配置予定技術者名簿

[illegible]

## 直接人件費内訳書

[illegible]

手持ち機械等の状況

＜自社又は再委託予定先が保有している場合＞

[illegible]

＜自社又は再委託予定先がリースする場合＞

[illegible]

様式7

過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称

(技術者)(氏名 : )

[illegible]

## 個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した令和 7 年度防災公園等による災害に強いまちづくり手法検討業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

### （定義）

第 1 条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）
- 二 本契約に基づく業務により知り得た個人情報
- 三 その他、通常公表されていない情報

### （個人情報等の取扱い）

第 2 条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

### （管理体制等の報告）

第 3 条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式 1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

### （秘密の保持）

第 4 条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

### （安全管理のための措置）

第 5 条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### （収集の方法）

第 6 条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

### （目的外利用等の禁止）

第 7 条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### （個人情報等の持出し等の禁止）

第 8 条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

### （複写等の禁止）

第 9 条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記

録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限等）

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

※ 請け負わせる場合又は下請けさせる場合は、「委託し（する）」を「請負わせ（わせる）」又は「下請けさせ（させる）」に、「委託を受ける（受けた）者」を「請負わせる（寄せた）者」又は「下請けさせる（させた）者」とする。

（返還等）

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。この場合において、受注者は、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等し、発注者は、消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

（事故等の報告）

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（管理状況の報告等）

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

（取扱手順書）

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

|     |    |                     |   |
|-----|----|---------------------|---|
| 発注者 | 住所 | 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1 |   |
|     | 氏名 | 独立行政法人都市再生機構本社      |   |
|     |    | 総務部長 丹 圭 一          | 印 |

|     |    |  |   |
|-----|----|--|---|
| 受注者 | 住所 |  |   |
|     | 氏名 |  | 印 |

(別添)

## 個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

### 1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

### 2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

#### (1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

#### (2) データ

① データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

### 3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

#### (1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

#### (2) 送付及び持出し等の手順

##### ① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

##### ② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

#### 4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### 5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### 6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

#### 7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等する。

#### 8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール(添付されたファイルを含む。)及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

## 9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

## 10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第5章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第66条第2項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本規律の適用対象**となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第176条及び第180条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

## 11 特記事項

※必要に応じ記載

令和 年 月 日

株式会社 \* \* \* \* \*

代表取締役 〃 〃 印 〃 1

## 個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：令和７年度防災公園等による災害に強いまちづくり手法検討業務

## 1 取扱責任者及び取扱者

[illegible]

## 2 管理及び実施体制図

(様式任意)

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号） 1     ：

連絡先（電話番号） 2     ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構  
総務部長 丹 圭一 殿

株式会社\*\*\*\*\*

代表取締役 \*\* \*\* 印 ※1

## 個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：令和7年度防災公園等による災害に強いまちづくり手法検討業務

### 記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 :

連絡先（電話番号）2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

|  |
|--|
|  |
|--|

| 確 認 内 容                                                                                                 | 確 認 結 果 | 備 考 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
| 1 管理及び実施体制                                                                                              |         |     |
| 令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。                                                       |         |     |
| 2 秘密の保持                                                                                                 |         |     |
| 個人情報等を第三者に漏らしていない。                                                                                      |         |     |
| 3 安全管理措置                                                                                                |         |     |
| 個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。                                                     |         |     |
| 《個人情報等の保管状況》                                                                                            |         |     |
| ① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。                                           |         |     |
| ② データを保存するP C及び通信端末やU S Bメモリ、外付けハードディスクドライブ、C D－R、D V D－R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。 |         |     |
| ③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。                                                                              |         |     |
| ④ ②に記載するP C及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。                                                     |         |     |
| 《個人情報等の送付及び持出し手順》                                                                                       |         |     |
| ① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。                                                            |         |     |
| ② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。                                                                            |         |     |
| ③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送                                                              |         |     |

| 確 認 内 容                                                                                                                     | 確 認<br>結 果 | 備 考 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----|
| 付している。                                                                                                                      |            |     |
| F A Xについては、原則として禁止しており、やむを得ずF A X送信する場合は、次の手順を厳守している。<br>④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施<br>・送信先への事前連絡<br>・複数人で宛先番号の確認<br>・送信先への着信確認 |            |     |
| ⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。                                                                           |            |     |
| ⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。                                                                                   |            |     |
| ⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。                                                                  |            |     |
| ⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。                                                                              |            |     |
| <b>4 収集の制限</b>                                                                                                              |            |     |
| 個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。                                                                         |            |     |
| <b>《個人情報等の取得等手順》</b>                                                                                                        |            |     |
| ① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。                                                                                                    |            |     |
| ② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。                                                                              |            |     |
| <b>5 利用及び提供の禁止</b>                                                                                                          |            |     |
| 個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。<br>※発注者の指示又は承諾があるときを除く。                                                                     |            |     |
| <b>6 複写又は複製の禁止</b>                                                                                                          |            |     |
| 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。<br>※発注者の指示又は承諾があるときを除く。                                                                |            |     |
| <b>7 再委託の制限等</b>                                                                                                            |            |     |
| 個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。<br>※発注者の承諾があるときを除く。                                          |            |     |
| <b>【再委託、再々委託等を行っている場合】</b>                                                                                                  |            |     |
| 再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。                                                                                     |            |     |
| <b>8 返還等</b>                                                                                                                |            |     |

| 確 認 内 容                                                                                                                 | 確 認 結 果 | 備 考 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
| ① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。                                                                                 |         |     |
| ② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等している。 |         |     |
| <b>9 通信端末の使用</b>                                                                                                        |         |     |
| ① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。                                                                                         |         |     |
| ② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。                      |         |     |
| ③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。                                                  |         |     |
| ④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。                                                                  |         |     |
| <b>10 事故等の報告</b>                                                                                                        |         |     |
| 特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。                                                                |         |     |
| <b>11 取扱手順書の周知・徹底</b>                                                                                                   |         |     |
| 個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。                                                                                        |         |     |
| <b>12 その他報告事項</b>                                                                                                       |         |     |
| （任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）                                                                                      |         |     |

※ 確認結果欄等への記載方法

| 確認結果      | 記載事項 |
|-----------|------|
| 適切に行っている  | ○    |
| 一部行っていない  | △    |
| 行っていない    | ×    |
| 該当するものがない | －    |

\* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

別添様式

## 外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した令和 7 年度防災公園等による災害に強いまちづくり手法検討業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

### （定義）

第 1 条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（U S B メモリ、外付けハードディスクドライブ、C D - R、D V D - R 等）をいう。

### （外部電磁的記録媒体の取扱い）

第 2 条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

### （解除及び損害賠償）

第 3 条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1  
氏名 独立行政法人都市再生機構  
総務部長 丹 圭 一 印

受注者 住所  
氏名  
印

(別添)

## 外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

- (1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。
- (2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。
  - ① 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。
    - ・ 外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。
    - ・ 郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を採用するとともに、親展で送付する。
    - ・ 携行の場合には、封筒、書類鞆等に収め、当該封筒、書類鞆等の盗難、置き忘れ等に注意する。
  - ② 受注者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。
- (3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。